

海外経済要録

国際機関

◇国際通貨基金および世界銀行の年次総会

国際通貨基金および世界銀行の第13回年次総会ならびに国際金融公社（IFC）の第2回年次総会は、10月6日より10日までインドのニューデリーにおいて68加盟国代表参集の下に開催された。

今回の総会はアジアで開催された最初の総会であつて、後進国の経済困難の克服が重要な問題点となつたこと、基金、世銀の創設以来初めてその資力増加問題が採り上げられたこと、などの点で意義深いものであつた。

基金および世銀の資力増加問題は8月末のアイゼンハワー提案（調査月報9月号参照）以来急速に具体化してきたもので、総会は基金および世銀のそれぞれについて、各理事会が割当額の引上げないし資本金の増額につき早急に検討し、草案を作成して総会に提出すべき旨の決議を行った。この決議案は前記アイゼンハワー提案の線に沿つて米国代表がこれを提出したものであるが、これに先立ち英国代表は基金・世銀両理事会とも本年末までに成案を得て各国総務に報告し、明春早々各国国内手続を完了した上明年の総会までには割当額引上げないし増資を実現しようよう取り運ぶべきこと、基金の割当額引上げは原則として各国一律50%とするが、国により例外的な取扱の可否をも考慮すること、銀行の資本金増額は100%とし、これを未払込資本金（現行の80%部分に相当するもの）の増額という形により行うことなどについて要望し、資力増加問題の具体的な方向を明らかにした。基金の割当額引上げに関連して豪州代表はそれが金価格引上げの必要をなくするものではないと述べ、南阿代表とともに国際流動性不足の克服に金価格改訂が不可欠である旨強調した。これに対し米国代表は直ちにこれに反論、この問題に反対する米国年来の立場を改めて明確にした。

注目された国際開発機関（IDA）設立問題についてはディロン米国務次官（経済担当）がその説明に当り、後進諸国の経済開発を援助するため先進諸国の協力のもとに軟貨による返済を認めるこの種の機関を世銀の子会社として設立する必要があること、中東やラテン・アメリカにおける地域的開発機関の構想が実現した場合には、IDAはその他の地域（アジア、アフリカなど）を主たる対象にすることとなろうこと、など米国の態度を明らかにした。

これに対し日本、インド、マラヤなどアジア諸国が賛意を表明し、他方西欧諸国にはIDAの要否につき態度を保

留した向きもあつたと伝えられ、結局この問題は米国による構想の提示という範囲を出なかつた模様であつた。しかしこの問題をめぐり、あるいは基金や銀行の資力充実問題をめぐつて、最近深刻化しつつある後進諸国の経済諸困難を自由世界全体の立場からいかに克服するかという問題について、各国間に真剣な論議が行われたことは、この総会の大きな成果の一つであつたとみられている。

佐藤蔵相および山際日本銀行総裁は日本代表として総会に出席した。基金問題について佐藤蔵相は割当額引上げに賛意を表明しつつそれが各国の実際の経済状態を反映するよう調整を加える必要があることを指摘するとともに、昨年日本が基金より得た125百万ドルの援助については、本年中にこれを全額返済（円貨の買戻し——半額は9月に実行）する予定であることを明らかにした。また山際総裁は世銀の増資およびIDAの創設に賛成の討論を行い、加えて日本が世銀に対する出資円の全額を解除する旨を発表した。山際総裁はIFCの討論にも参加してIFCがアジア地域におけるその活動を一層活性化するよう要望した。

なお、今回の総会において基金および世銀の理事の改選が行われ（理事は2年ごとに改選される）日本から渡辺現理事が再選されたが、今回より選任理事が1名増員されて13名となり、任命理事5名と合せて理事会は各18名で構成されることとなつた。次回の総会は明年秋ワシントンにおいて開催の予定である。

国際通貨基金取引高推移（単位・百万米ドル）

暦年	売却高	買戻高	純売却高	スタンダバイ取決め残高（各期末）
1947～55年計	1,216	982	234	62
1956年	693	113	579	1,117
1957年	977	64	913	870
1958年6月まで	246	92	154	806
総計	3,131	1,250	1,881	

世界銀行貸付・回収状況（単位・百万米ドル）

年度	貸付		回収		年度末貸付残高	
	貸付総額	取消分	貸付元本	元本返済・債権売却		
1947年6月～1955年6月計	2,324.0	50.1	2,273.9	140.3	194.2	1,939.4
1956年6月	396.1	2.7	393.4	24.1	73.5	2,235.2
1957年6月	387.9	30.1	357.8	26.4	62.4	2,504.2
1958年6月	710.8	7.3	703.5	28.2	82.7	3,096.9
計	3,818.8	90.1	3,728.7	219.0	412.8	(注)

(注) 3,096.9百万ドルより未発効分259.1百万ドルおよび為替相場調整分9.0百万ドルを差し引けば、銀行の純貸付残高は2,828.7百万ドルとなる。

世界銀行貸付、目的別地域別内訳

(1958年6月30日現在、単位・百万米ドル)

区 分	地 域 別					
	計	アフリカ	アジア	豪州	欧州	米州
計	3,729	479	948	318	1,186	798
電力	1,106	178	285	29	219	395
輸送	1,036	257	301	128	69	281
通信	24	2	—	—	—	22
農林	316	—	70	104	87	55
鉱業	545	2	217	57	224	45
総合開発	205	40	75	—	90	—
復興	497	—	—	—	497	—

世界銀行貸付、使用先国別概況 (1)

(単位・百万米ドル、カッコ内は%)

貸付金による 輸入先	(2) 1955年度 まで累計	1956年度	1957年度	1958年度	総 計
ベルギー	-57.2 (3.7)	6.5 (2.9)	6.4 (2.7)	10.7 (2.9)	80.8 (3.4)
カナダ	86.5 (5.6)	16.0 (7.0)	14.0 (6.1)	4.2 (1.1)	120.7 (5.1)
フランス	41.7 (2.7)	7.5 (3.3)	8.0 (3.4)	4.3 (1.2)	61.5 (2.6)
西ドイツ	62.9 (4.0)	32.0 (14.1)	43.1 (18.7)	63.3 (17.2)	201.3 (8.5)
イタリア	13.8 (0.9)	3.8 (1.7)	6.9 (3.0)	21.4 (5.8)	45.9 (1.9)
日 本	0.7 (—)	0.5 (0.2)	5.2 (2.2)	30.6 (8.3)	37.0 (1.5)
スウェーデン	11.6 (0.7)	3.4 (1.5)	6.2 (2.6)	3.5 (0.9)	24.7 (1.0)
ス イ ス	32.2 (2.1)	5.3 (2.3)	4.4 (1.9)	4.7 (1.3)	46.6 (1.9)
英 国	171.6 (11.1)	30.0 (13.2)	25.3 (11.0)	69.4 (18.8)	296.3 (12.5)
米 国	982.3 (63.4)	114.9 (50.5)	102.7 (44.3)	142.8 (38.8)	1,342.7 (56.5)
その他諸国	89.8 (5.8)	7.6 (3.3)	9.4 (4.1)	13.6 (3.7)	120.4 (5.1)
計	1,550.3 (100.0)	227.5 (100.0)	231.6 (100.0)	368.5 (100.0)	2,377.9 (100.0)
区 別 不 能	129.4	56.4	100.8	130.2	416.8
総 計	1,679.7	283.9	332.4	498.7	2,794.7

(注) (1) 推定。

(2) 6月に終る年度。

米 州 諸 国

◇米国の1958年第2四半期国際収支

商務省ではこのほど本年第2四半期(4~6月)の国際収支実績を発表したが、これによれば昨年年央以降の収支規模縮小傾向がようやく終りつつあること、また年初来の対外支払超過傾向が引続き継続していることがうかがわれる。

第2四半期の商品輸出は41.8億ドルで前期比1.3億ドル増加した。季節調整済計数では年率約160億ドルで、年初来ほぼ横バイの状態であり、昨年第2四半期をピークとしたその後の輸出減少傾向がこのところ一段落しつつあることをうかがわせている。地域別には西欧および日本向け輸

出が依然昨年同期をかなり下回りつつも若干持ち直し気味であるのに対し、ラテン・アメリカおよびアジア諸国(日本を除く)向け輸出の減少傾向が強まっていることが注目される。

商品輸入は第2四半期中31.7億ドル、前期比0.3億ドル増であつて、季節調整済計数でも若干増加した。輸入の増加を示した品目には食品(野菜、食肉など)およびコーヒーがあり、他方ゴム、羊毛、石油などが減少した。鉱産原料品は国内景気の底入れにより一般に好影響を受け、現在以上の輸入削減の必要はほぼ解消したとみられている。最近好調の外国製自動車の輸入は前期比わずかに減少したが、市場は引き続き堅調で趨勢の変化を示すものではないものとみられる。

政府援助および支出の動向には総じて目立つた変化はなかつたが、折からの金融緩度を反映して民間対外投資が前期比3.9億ドル増加して10.7億ドルに達した。年初来好調の外国証券に対する投資は第2四半期にも引き続き高水準を維持している。

このようにして収支戻は結局支払超過10.4億ドルと前期の同5.6億ドルに比し著しく増加した。もつともこれは季節的な要因によるところが多く、これを除去すれば前期の5.7億ドルに対し8.3億ドルの払超となる。

米国の対外支払超過は諸外国の金ドル準備に好影響を与えた。6月末の諸外国および国際機関の金ドル準備は346億ドル(3月末比12.6億ドル増)に達したが、この水準はスエズ動乱直前のピーク56年9月末のそれを約14億ドル上回るものである。4~6月期の金ドル準備増加は英国、大

米 国 国 際 収 支 (単位・百万ドル)

区 分	1957年 第1四半期	1958年 第1四半期	1958年 第1四半期 ⁽¹⁾
商 品 輸 出 ⁽²⁾	4,641	4,053	4,181
サ ー ビ ス 受 取	1,941	1,524	1,685
小 計	6,582	5,577	5,866
商 品 輸 入	3,385	3,143	3,171
サ ー ビ ス 支 払 ⁽³⁾	1,184	1,046	1,241
小 計	4,569	4,189	4,412
民 間 対 外 投 資	598	684	1,074
政 府 贈 与 ⁽²⁾	396	379	421
政 府 貸 付	373	243	175
海 外 軍 事 支 出	702	829	867
小 計	1,471	1,451	1,463
外 国 長 期 資 本 流 入	50	19	12
外 国 金 ド ル 保 有 増 減 ^(Δ)	114	558	1,043
記 録 外 受 取	Δ 108	170	28
受 取 総 額	6,524	5,766	5,906
支 払 総 額	6,638	6,324	6,949

(注) (1) 暫定。(2) 軍事援助分を除く。(3) 海外軍事支出を除き、民間送金および政府関係年金などの送金を含む。

資料：米商商務省、サーベイ・オブ・カレント・ビジネス。

陸西欧諸国、カナダ、日本に認められ、後進諸国は逆に引続き減少傾向にある。なお西欧諸国を中心に金ドル準備中金の比重の増勢が続いており、米国よりの金流出が著しかったのに対して諸外国のドル資産保有高には目立つた変化はなかつた。

諸外国金ドル準備 (単位・百万ドル)

区 分	1957年末	1958年 3月末	1958年※ 6月末
大陸西欧諸国	15,074	15,251	15,748
フランス	955	921	909
西ドイツ	4,113	3,983	4,050
イタリア	1,533	1,530	1,673
ベルギー	1,190	1,266	1,401
ルクセンブルグ	1,058	1,274	1,302
オランダ	2,813	2,742	2,773
スイス	4,243	4,841	5,122
スターリング地域	3,080	3,701	4,036
英国	330	327	332
インド	3,195	3,163	3,428
カナダ	4,544	4,414	4,392
ラテンアメリカ	1,556	1,430	1,462
ベネズエラ	457	441	451
ブラジル	2,340	2,404	2,470
アジア諸国	716	835	933
日本	270	270	261
タイ	190	128	122
インドネシア	186	201	180
フィリピン	397	394	351
その他諸国	2,919	2,919	3,135
国際機関			
総 計	32,712	33,386	34,646

※暫定。資料：連邦準備制度理事会月報。

◇米国自動車争議の解決と新労働協約

米国3大自動車メーカーの一つであるフォード社では、9月17日、全米自動車労働組合との間に期間3年の新労働協約を締結、これを契機として10月1日にはクライスラー社が妥結、2日にはGM社も短時間の一斉罷業の後に新協約に調印した。これによつて、6月以降無協約状態に入り、各地の波状的山猫ストにより減産を余儀なくされていた自動車産業も、59年型新車の本格的生産に入ることとなつた。懸念されていた全面的ストライキが回避されたことは景気面からは大きなプラスであり、鉄鋼業をはじめとする産業界一般の先行き不安も解消し、今後の経済回復はこれによつてかなり促進されるものとみられる。

今回の新協約交渉において、3大メーカー側は従来の受身の態度から一転して攻勢に転じ、結束して終始強硬な態度を示した。その結果、組合側の当初主張した Profit Sharing Plan (一定額以上の企業利潤につき、その超過分の1/4を組合、1/4を値下げにより消費者に還元、残余を配当と重役賞与に充当するもの)や労働時間の短縮は全く採り上げられず、賃上げも年金、退職金などいわゆる fringe

benefit に限られ、基本給については賃上げが認められず従来の方式がほとんどそのまま踏襲されることになつた。このように世上 least inflationary contract と呼ばれる新協約が成立した背景には、①自動車産業の不況が会社側には有利に、逆に多数の失業者を抱えた労組側には不利に作用したこと、②不況下にもかかわらず進行する creeping inflation、Teamsters (トラック運転手) 労組幹部の汚職などから、世論も労組に不利であつたこと、③58年型車の売れ行き不振の原因の一つが自動車価格の値上りにあつたため、労使双方とも新協約の59年型車販売価格へのハネ返りを警戒したこと、などの事情があつたものと思われる。

自動車産業の労働協約は、鉄鋼産業のそれと並んで代表的なものであるだけに、反インフレ的新協約の締結は今後各産業において行われる労働協約改訂交渉に大きな影響を与えるものとみられ、さらに会社側も59年型車の販売価格引上げを自制せざるをえないなど、インフレ抑制の面からも好影響を及ぼすのではないかとみられる。

フォード社新協約の主要点は以下の通りで、クライスラー、GM両社のそれもこの線に沿つたものである。

- (1) 失業保険の支払期間を、州の保険給付が39週認められている州においては、従来の26週から39週に延長し、給付合計額を給与手取額の65% (従来は第5週以降60%)に増額する。また給付額の最高限を従来の週25ドルから30ドルに引き上げる。
- (2) 退職年金を在職各年につき月2.35ドル～2.5ドルに引き上げる (すでに退職した者については在職各年につき2.35ドル、現従業員については9月以前の各年につき2.4ドル、それ以降の各年につき2.5ドル。現行では各年について月2.25ドル均一)
- (3) 老朽工場の閉鎖などによる永久的休職者に対しては、新たに退職一時金 (在職2年の者の40時間分から在職30年の者の1,200時間分まで) が支払われる。
- (4) 少数の熟練工に対して、特に1時間8セントの基本給与引上げが認められる。
- (5) 生産性向上に見合う給与引上げ (現在1時間8セント、または給与の21/2%のうちいずれか高い方) および生計費上昇に伴う調整 (生計費指数0.5ポイントにつき1時間1セント) は、いずれも旧協約通りの方式を踏襲する。
- (6) 深夜勤務の割増手当を、現行の給与の7.5%から10%に増額する。

◇米国銀行協会年次大会における相互貯蓄銀行除名の動き

9月下旬シカゴにおいて米国銀行協会 (American Bankers Association) — 商業銀行、相互貯蓄銀行、トラス

ト・カンパニーなど約17,500の全米銀行を協会とする)の第84回年次大会が開催されたが、大会では相互貯蓄銀行(Mutual Savings Banks)を協会より除名せんとする協会規約改正案が商業銀行グループより提案され、銀行界の多大の注目を集めた。

戦後、相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合、クレジット・ユニオンなどの貯蓄金融機関は、商業銀行よりも高い預金金利を支払って大衆預金を吸収し、商業銀行の分野を侵食しつつ急速に伸長し(戦後1957年末までの総資産増加率は、商業銀行30%、相互貯蓄銀行107%、貯蓄貸付組合452%で、商業銀行のこれら3者中に占めるウェイトも87%から74%に低下)、両者間の対立を招いてきた。これら貯蓄金融機関が近年急速に進出した背景には、

- (1) 現行連邦税法上貸倒準備金に対する損金算入限度が、商業銀行では貸出の2.43%に対し、貯蓄金融機関では預金の12%と有利に定められており、これが高い預金金利の支払を可能にしてきたこと、
 - (2) 貯蓄金融機関は連銀の支払準備制度の対象となつておらず、この点商業銀行より有利であること、
- などの事情があつたものとみられる。

ことに連邦税法上の不公平是正の問題については、商業銀行側の運動もあつて最近議会で改正法案が提出されたが成立に至らなかつた。今回の商業銀行グループによる相互貯蓄銀行除名の提案のねらいは、これにより銀行協会が一致して改正運動を推進する際の障害を除くことにあつた。

幸い、銀行家の良識により協会の分裂は回避しえたが、両者のしこりを癒すにはかなりの時日を要するものとみられ、今後も両者の業務分野の調整は、銀行界の困難かつ重大な問題として残されることとなつた。

◇ラテン・アメリカ諸国のコーヒー輸出制限

ラテン・アメリカコーヒー主産7か国は、コーヒー輸出制限について昨年10月にメキシコ協定を締結した(調査月報昨年11月号参照)。しかし引続くコーヒー豆の豊作と協定外生産諸国の進出などにより、7か国の輸出制限のみでは価格安定の目的を達しえず、価格は下落を続けている(サントスコヒー封度当り、昨年11月および12月末55セント、本年3月末53½セント、9月月初44セント)。また同協定が9月末で終る事情もあつて、9月下旬にラテン・アメリカの15生産国の代表のほかアフリカ生産諸国の代表も加わつて、コーヒーに関する供給過剰、輸出制限などの問題が討議された。この結果、1958~59収獲年度(58年7月~59年6月)の世界における輸出用生産見込51百万袋は輸入需要を10~15百万袋上回る見通しから、約12百万袋を輸出市場より引き上げることを目標とし、ラテン・アメリカ15か国は27日に次の協定を締結するに至つた。

(1) 新協定は10月1日より実施され、協定期限は1年とする。

(2) ブラジルは1年間に輸出用生産見込量の40%、コロンビアは15%、その他は30万袋までその5%および30万袋を越える部分はその10%を輸出制限する。

しかしアフリカ生産諸国は世界的な輸出制限協定を締結することには賛成を示したが、輸出制限の方法についてラテン・アメリカ諸国と意見が一致せず、本協定に参加するに至らなかつた。近年アフリカ諸国のコーヒー輸出量が急激に増大している折から、これは本協定の目的である価格の安定に大きな障害となるものとみられている。

欧 州

◇英国の割賦販売規制緩和措置

9月15日英国商務省は、下記の割賦販売規制緩和措置を16日より実施する旨発表した。

(1) 従来最低頭金率(20%)適用の品目(家具、自転車など)のほか農工業用工場設備、事業用車両などについてはすべて規制外とする。したがつて頭金率および返済期間などは当事者の契約により自由に定められる。

(2) その他の品目については頭金率は33⅓%、返済期間は最高2年とする。したがつて従来最高頭金率(50%)を適用されていた品目(ラジオ、テレビ、航空機、船舶など)は引下げとなるが、33⅓%を適用されていた乗用車、営業用器具什器などは据置となる。

今回の緩和措置による割賦販売条件の変化を品目別にみると下表の通りである。

品 目	新		旧	
	頭金率	期 間	頭金率	期 間
ラジオ、テレビ、無線機、テープレコーダー	33⅓%	年2	50%	年2
航空機、船舶	33⅓%	2	50	2
家庭用ガス・電気器具	33⅓%	2	50	2
乗 用 車	33⅓%	2	33⅓%	2
営業用器具・什器	33⅓%	2	33⅓%	2
事業用車両	制限なし		33⅓%	2
オートバイ、軽車両	"		33⅓%	2
農工業用工場設備	"		33⅓%	2
自 転 車	"		20	2
家具、調理設備	"		20	2

なお同時に耐久消費財の賃貸に関する統制も下記の通り緩和された。

(1) 従来9か月分の賃貸料前払制であつたのを4か月分に短縮する。

(2) 製造後3年以上経過した商品の賃貸については規制

外とする。

今回の緩和措置は1956年2月以来の重要な措置であるが、政府当局はこれに付随して、①本措置は失業の危険の方がインフレーションのおそれより大きいと判断されたためではなく、現下の経済情勢にかんがみいわゆる弾力的政策として実施されたものである。②、今後消費規制はなお緩和の方向に向うと思われるが、万一ポンド価値安定と景気刺激策との間に二者択一の必要が起れば、政府は躊躇なくポンド防衛に優先権を与えるものであるとの見解を披瀝した。

◇英連邦貿易経済会議

英連邦貿易経済会議は9月15日から27日まで2週間にわたりカナダのモントリオールで開かれ、英国、カナダ、豪州、ニュージーランド、南阿連邦、インド、パキスタン、セイロン、ガーナ、マラヤ連邦、ローデシア連邦の11か国から30名の関係者が出席、英連邦の当面する各種の問題を討議した。27日発表された最終声明によればその主な成果はおおむね次の通りである。

- (1) ポンド交換性回復については英国は慎重な態度を持ち、早期交換性回復を目標とするも具体的には英国が連邦全体の利害関係を十分考慮した上で決定することを確認した。
- (2) 連邦内貿易の問題については連邦特惠制を原則的に存続させることを決定した。
- (3) 連邦内後進国開発の問題については当初の英連邦開発銀行の構想が後退し、国際通貨基金、世界銀行の資力増大および第二世界銀行設立に関する米国提案を支持する旨の決議を行うとともに、さらに国際通貨基金・世界銀行年次総会後再検討されることとなった。
- (4) 国際商品価格の安定は連邦諸国の最大関心事の一つであるが、これについては単に英連邦のみならず世界的規模において解決されるべき問題であるため、会議の結論としては国際商品価格の短期的な変動を防ぐために最善の策を検討するよう努力し、さらに連邦外諸国の参加協力を希望する旨を表明するとともにまとまった。

なお本会議に関連して英国は17日対ドル地域貿易制限の緩和を、22日対英連邦新経済援助貸付の実施を発表した。

1. 対ドル地域貿易制限緩和の概要

- (1) ドル地域よりの工業・農業・事務用機械および新聞用紙、ならびにソ連以外の国よりの鮭鱒の輸入を特殊なものを除き自由とする。
- (2) なお英植民地に対しドル地域よりの輸入を大幅に自由化するよう勧奨するとともに、英国は事情が許せば明年には食料品および消費物資の自由化に着手する。
- (3) ただしドル地域よりの輸入に際しては輸入業者は、

一応その輸入の必要性および他地域よりの入手の不可能なることを示す必要があるものとする。

本措置は、連邦内にありながら英国為替管理法上ドル地域として扱われているカナダの強い要望に応えたものであるが、カナダはこの英国の措置に対し英国からの輸入品に対し恒久的に特惠関税制度を適用する用意のあることを明らかにしたので、英加両国の貿易の大幅な拡大が予想されることとなった。

2. 英国の対英連邦新経済援助貸付の概要

(1) 英連邦内の独立国は輸出信用保証法に基き英国政府の市場調達利率の $\frac{1}{4}$ 高の利率で借款を受けることができる。

(2) 英連邦内の植民地に対しては(1)と同利率で大蔵省貸付を受けることができるよう立法措置を講ずる。

(3) 現在英国内の資本のみによつて運営されている英連邦開発金融会社に他の連邦諸国の資本参加を要請する。

従来も輸出信用保証法によりインドなどの例に見るごとく例外的にこの種貸付が行われたことはあつたが、今回の措置によりそれが一般化され、事実上英国輸出入銀行を設立したのと同様な効果をもつこととなった。本措置に関しフィナンシャル・タイムズ紙はその社説において、「英連邦銀行の構想は放棄されたが、それは貸し手たる諸国が気乗り薄であるにかかわらず借り手たる諸国に楽観的な気分を与える結果になるからである。今回の措置はそれに代る直接的かつ現実的な制度として連邦内の不満を緩和するのに役立つであろう」と評している。

アジアおよび大洋州諸国

◇サウジアラビアの為替および輸入制度の改訂

政府はこのほど為替および輸入制度に関する規則を改訂し、従来の為替管理機関たる Office of Exchange Control を廃止し、その業務を Saudi Arabian Monetary Agency (SAMA) に継承せしめ、外貨割当は大蔵大臣が SAMA と協議して四半期ごとに決めることとした。

同国の外貨収入は従来 Aramco 石油会社からの石油利権料収入のほか、年約50百万ドルに達するメッカ巡礼関係の収入を主としているが、最近石油関係収入の減少と財政の紊乱により外貨事情が悪化し、本年5月にはファイザル皇太子がサウド王から政治の実権を移譲され、財政、金融面の立て直しが図られてきた。今回の措置もその一環をなすものと伝えられ、これによつて従来外貨面で明確でなかつた王室費と政府財政との区別が一応すつきりするものと期待されている。また新規制では SAMA が公認市場以外に、自由市場における為替レートの安定を目的としてこれに介入しうることを規定している。

ちなみに、公認市場の為替は前記 SAMA が 1 ドル = 3 リヤル 16% $\frac{1}{2}$ キュラン (1 リヤル = 22 キュラン) の公定レートで提供し、自由市場の最近の為替レートは 5.5 リヤルである。政府は主食、下級繊維製品、機械など必需品の輸入に対してのみライセンスを発給し、この許可を得た輸入および政府雇用外国人の給料送金などの外貨は公認市場で調達でき、それ以外の商品の輸入に要する外貨は自由市場で調達されている。

◇インド計画委員会、第 2 次 5 年計画政府支出規模の見積りを再改訂

インドの計画委員会 (計画樹立機関) は 9 月 17 日、第 2 次 5 年計画の政府支出を最後の 2 年間 (1959 $\frac{1}{4}$ ~ 61 $\frac{3}{4}$) に 15 億ルピー追加する必要がある旨公表した。この追加資金は主として鉱工業開発向けに重点的に充当される予定で、この追加により国家開発審議会 (政策決定機関) が本年 5 月、当初案を実質的に 30 億ルピー圧縮した 450 億ルピーの現規模 (6 月号参照) は再び 465 億ルピーへ膨脹することとなる。

なお同委員会はこの追加支出がインドの貧困と失業問題早期解決のため必要である旨を述べているが、さきの対印主要債権国会議 (9 月号参照) の成果として、明年 3 月に至る間同計画に対する 350 百万ドルの外貨援助とその後の協力継続が確約されたことが、計画の前途について楽観的な気分を生んでいることも背景の一つであろう。

しかしこれには資金面において、450 億ルピーの規模自体が 120 億ルピーの財政赤字と 104 億ルピーの外国援助を見込みなお 24 億ルピーの不足資金調達に困難視されていたところであり、また先ごろ来印した世銀調査団も、現在インドは計画規模の拡大よりも進行中の投資計画の整理に努力すべき段階である旨勧告していることなどから、内外に強い批判が予想される。ナンダ計画相も徴税の強化、行政費の節減および民間資金動員の必要を一段と強調し、追加計画もこれにより所要資金が得られた場合においてのみ実施されるであろうと述べている。

◇インドネシアにおける外資導入法の成立

インドネシアでは外資導入の必要が認められながらも、従来オランダ植民地時代の苦い経験と、独立以来の民族主義的風潮が強く外資に対し積極的保護が講ぜられなかつたが、このほど経済開発を促進するため積極的に外資の導入を図ることとなり、9 月 16 日外資導入法が国会を通過成立した。

同法の要旨は次のごとくである。

(1) 外資の条件……同法の対象となる外資には、外貨のほか資材による投資および企業利潤の再投資も含まれ

る。

(2) 外資の活動分野……外資の活動は生産分野に限られるが、原則として次の企業への投資は禁止される。

(イ) 鉄道、通信、内国幹線航空、海運、発電、灌漑、上水道、火薬、兵器、原子力利用、重要鉱産物開発。

(ロ) 増産および品質改善のために外資提携の認められた場合を除き、通常インドネシア人の経営する企業。

(3) 外資に対する便宜および保証

(イ) 国家のため重要と認められる工業を設立する場合は 20 年間、大農園の場合は 30 年間それぞれ土地使用権が与えられ、状況に応じて延長される。

(ロ) 国際協定により二重課税が避けられるほか、法人税、輸入税の軽減などを目的とする法律および規則がインドネシア人企業同様に適用される。

(ハ) 工業は 20 年間、大農園は 30 年間国有化しない旨の保証が与えられる。

(4) 利潤の送金および資本の引揚げ

(イ) インドネシアにおいて納入すべき諸税、資産償却費を差引いた利潤につき送金が許される。

(ロ) 政府により指定された期間を運営した後は、投下資本を原外貨により引き揚げる事が許される。

(5) インドネシア人従業員の使用義務

(イ) 使用外国人数は政府により決定される。

(ロ) またインドネシア人要員の配置、訓練についても同様に政府の指定に従うことを要請される。

なお、同法は 1956 年 1 月以降に投下された外資に対し効力が発生し、またそれ以前に投下されている外資についても同法を適用する道が開かれることになっている。

◇マラヤ中央銀行法案の概要

マラヤ中央銀行 (Central Bank of Malaya) は来春早々に設立を予定されているが、このほど連邦政府により同法案が公表された。現在判明しているその概要は次の通りである。

(1) 授權資本は 30 百万海峽ドル (うち政府出資 20 百万海峽ドル) とする。

(2) 中央銀行の運営には総裁、副総裁各 1 名、理事 5 名より成る理事会が当る。

(3) 中央銀行はその通貨ならびに金融政策について大蔵大臣に通知し、大蔵大臣の指示を受けなければならない。

(4) 中央銀行は政府歳入の季節的不足をカバーするために、政府に対し一時貸付を行うことができ、その利率は中央銀行が決定する。ただし一時貸付の残高は政府の年度歳入見込の 12.5% を越えてはならず、政府会計年度終了後 3 か月以内に償還されなければならない。

(5) 中央銀行は商業銀行に対し貸付を行うことができるが株式担保貸付をなすことはできない。

(6) 中央銀行は商業銀行がその債務に対し保持すべき流動資産の最低限度を指示する。

(7) 中央銀行は一定の外貨資産を保有しなければならない。

(8) 中央銀行の管轄権（通貨発行権を含む）は、連邦政府が他の地域（シンガポール、北ボルネオなど海峡ドル流通区域）と協定を結ぶことにより、これらの地域に及ぶよう準備されている。

なお、マラヤにおける銀行業務の許可および規制に関する条例が9月25日公布され、これにより商業銀行をコントロールするための一定の権限が中央銀行に与えられることになったと伝えられる。

◇フィリピン復興金融公庫、開発銀行へ改組

このほどフィリピン復興金融公庫（The Rehabilitation Finance Corporation）は、フィリピン開発銀行（The Development Bank of the Philippines）へ組織を変更、同時に授權資本金も3億ペソから5億ペソに増額された。フィリピン復興金融公庫は1947年1月、全額政府出資により設立された特殊金融機関で、当初は戦時中破壊された工場、住宅などの建築金融が主たる業務であったが、その後次第に農工業金融、産業開発金融へと重点が移されており、本年3月末の融資総額468百万ペソのうち工業33%、農業24%、不動産37%、その他6%となっている。この度の改組により同行の融資方針は一段と産業開発に重点が置かれる模様である。

なお、同行の貸付資金源は政府資金、債券発行、中央銀行からの借入れなどによりまかなわれており、貸付金利は年6%である。

◇豪州における戦時国債借換債の発行

豪州連邦政府は9月末、今後5財政年度中に満期の到来する戦時国債約7億ポンドの借換に充てるため特別国債を発行する旨発表した。すなわち、戦時国債の償還について政府ではかねてより、その借換を意図していたが、戦時国債はそのほとんどを小額投資者が所有している上に、利率が年3%強と現在の市場レート（一般国債利率4~4¾%）を大きく下回っているなどの事情から、この際比較的回りのよい特別国債を発行し、借換に応じやすくしたもので

ある。

同国債の条件は次の通りである。

(1) 国債所有者1人あたりの乗換限度は5,000ポンドで、1か月の予告期間を以て随時償還を受けうる。

(2) 利率

期 間	年 利
1960年末まで	4%
1962年末まで	4½"
1966年1月1日まで	5"

(3) 償還時の割増金

償 還 期	額面に対する比率
1959年7月1日~1961年末	なし
1962年1月1日~1963年末	1%
1964年1月1日~1965年末	2"
1966年1月1日	3"

◇ニュージーランドの海外借款

このほどニュージーランド政府は、次のごとく英国のミッドランド銀行から10百万ポンド、米国のニューヨーク市中銀行団から16百万ポンドの借款をそれぞれ取り決めた。

(1) ミッドランド銀行による借款10百万ポンド……形式は当座貸越、期間2年、金利は英蘭銀行公定歩合の1%高（現在では5½%となる）。

(2) ニューヨーク市中銀行団による借款16百万ポンド（46百万ドル）……政府は先に、低利の海外借款を調達するため準備銀行に対しその保有する金を担保に供しうる権限を付与する準備銀行法改正法案を議会に提出していたが、これが成立に伴い同行の保有する金準備を担保とした借款を取り決めた。この借款金額のうち¾は期間3年、年利3½%、¼は期間1年（期間内返済再借入れを認める）、年利4½%。

政府は同国の国際収支が主要輸出品たる酪農製品の大幅値下りを主因として昨年来急速に悪化し、本年度（1959~59½）の赤字は60百万ポンドにも達すると見られるなど外貨危機の様相を強めたため、これが対策として一方では消費規制を通ずる輸入抑制方針を堅持しつつ、他方海外借款の受入れに努めてきた。すでにこれまでも英国、豪州から28百万ポンドの借款を受けており、今回の借款により借款総額は54百万ポンドに達し、ほぼ上記国際収支の赤字を補填しうる状況となった。